

国際教養大学懲戒審査委員会規程

平成 18 年 2 月 24 日
大学経営会議決定
規程第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人国際教養大学における教職員の懲戒処分に関する審査を行う委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 委員会は、国際教養大学懲戒手続規程第 3 条第 2 項により理事長から付託された事案について、公正かつ中立な立場で、次に掲げる事項について審査を行う。

- (1) 懲戒事由に該当する事実の存否及び内容
- (2) 懲戒の種類及びその程度
- (3) その他懲戒を行う上で必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員によって組織する。

- (1) 本学理事のうち理事長が指名する者 1 名
- (2) 教育研究会議の構成員のうち理事長が指名する者 1 名
- (3) 事務局長
- (4) その他、理事長が必要と認める者 1 名

2 委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。

3 委員は、自らが審査対象者となった場合あるいは公平な審査を行うことが困難であると認められる場合は、委員会に出席することができない。この場合、理事長が、代替者を指名する。

4 委員長に事故がある場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(審査)

第 4 条 委員会は、委員長を含め、3 名以上の出席がなければ、委員会を開き議決することができない。

2 委員会は、審査を行う上で必要と認めるときは委員会に参考人を出席させて事情等を聴取し、又は資料を提出させることができる。

3 委員会は、委員長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決定する。

(弁明の機会の通知)

第 5 条 委員会は、審査対象教職員に次に掲げる事項を記載した書面を手交し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 審査対象教職員の所属及び氏名
- (2) 懲戒事由に該当する非違行為があると思料する理由
- (3) 口頭弁明の日時及び場所又は弁明書の提出期日

2 前項の書面を手交できない場合においては、当該審査対象教職員の最新の通勤届の住所に当該書面を発送するものとし、発送した日の翌日から起算して2日を経過した日に手交したものとみなす。

(委員会への出席又は弁明書の提出)

第6条 審査対象教職員は、口頭弁明の場合においては指定された日時に委員会に出席し、書面による弁明の場合においては指定された期日までに弁明書を委員会に提出しなければならない。

(委員会の非公開)

第7条 委員会の議事は、公開しない。

(理事長への報告)

第8条 委員会は、審査が終了したときは、速やかに理事長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局教職員支援室が行う。

附 則

この規程は、平成18年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月21日から施行する。